

ジェネリック医薬品普及促進事業計画

1 目 標

令和 8 年度は、熊本県の使用割合 92%以上を目標とする。

2 現 状

国は、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2029 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」とする目標としている。熊本県は、令和 7 年 9 月時点で 90.5%、宇土市においても 91.1%と目標を達成している。

国が目標とする 2029 年度末までに 80%以上という目標は達成しており、令和 7 年 9 月時点の宇土市の使用割合は県内（45 自治体）で 22 位であった。

前回（令和 6 年度 9 月時点）宇土市は 86.3%（県内 33 位）であったため今回は大幅な改善となった。ただ、使用割合が一番高い市町村に比べ、その差は 3.7% がある。今後県内上位を目指すため、目標を 92%以上とする。

3 現状の取組み概要

- 毎年 2 回、差額通知を送付（令和 8 年度は 9 月と 2 月に送付）
- 40 歳以上から全年齢へ差額通知対象年齢の拡充
- 国保加入手続きをされた方、後期高齢者になられた方など、新たに資格確認書を交付する際にジェネリック医薬品の説明
- ジェネリック医薬品啓発ポスターの掲示（健診会場、イベント会場等）

4 現状分析と課題

1) 現状分析

- 前回（令和 6 年 9 月時点）の切替割合が最も高い 23.4%だった歳 60 歳～64 歳の切替割合は、今年度は 44.9%であった。
- 令和 6 年 9 月時点と令和 7 年 9 月時点と比較すると 4.8%の伸び率であった。

2) 課題

- 詳細な分析を基に、ターゲットを絞った啓発の検討
- ジェネリック医薬品への理解

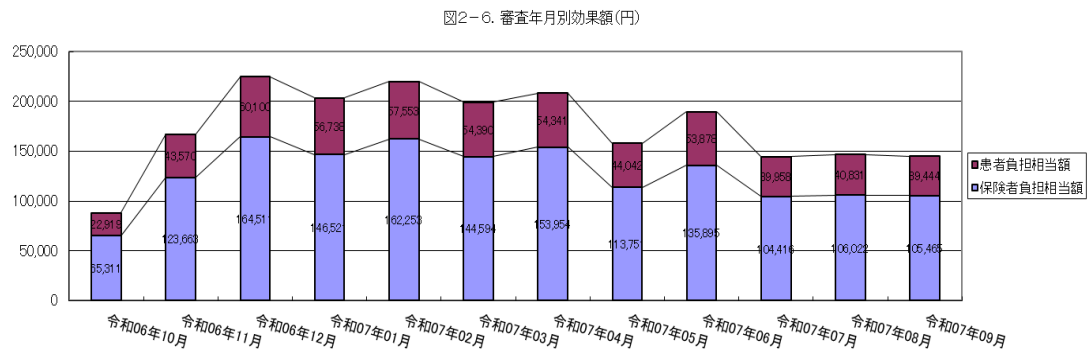
5 目標達成に向けた取組み

- 国保運営協議会・薬剤師会等へ報告し情報共有・連携を図る
- 資格確認書等更新時やイベント開催時等に、ジェネリック医薬品希望シールを配布
- 市広報やデジタルサイネージを活用しての周知啓発を行う（年 2 回）
- 来庁者に対し窓口での説明、希望シール配付の強化
- 新規に前期高齢者及び後期高齢者の対象になる方への啓発

6 その他（資料）

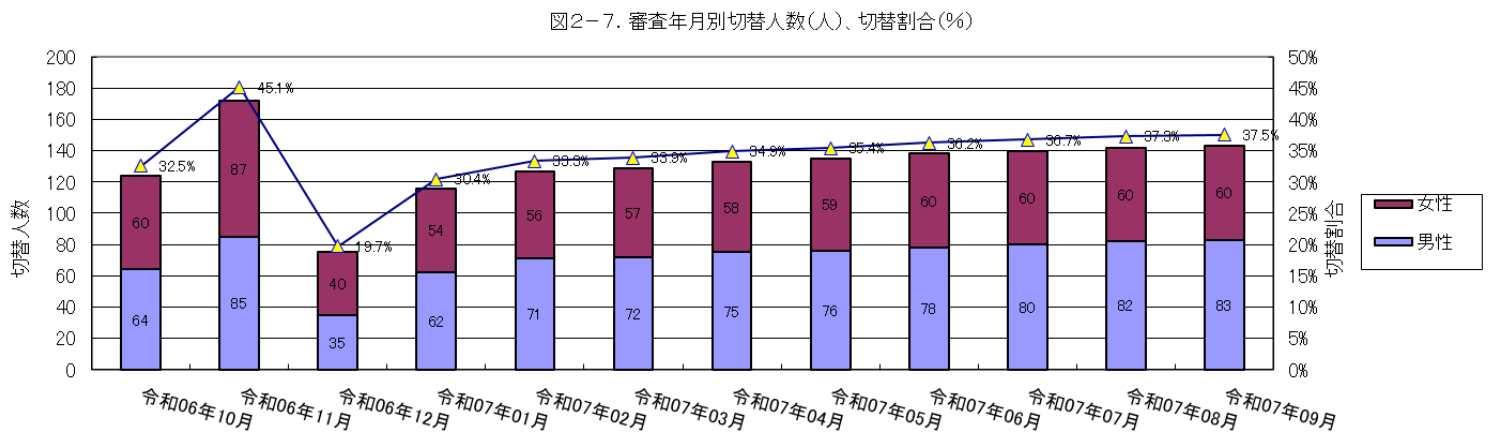
1) 審査年月別効果額（円）（令和6年10月～令和7年9月）

参照データ：差額通知書別集計表 国保連合会作成



2) 審査年月別切替人数（人）切替割合（％）（令和6年10月～令和7年9月）

参照データ：差額通知書別集計表 国保連合会作成



3) 後発医薬品の推移（令和 5 年度～令和 7 年度）

